

「自治基本条例を知ろう!!」市民説明会を開催しました

12月7日、ゆうゆう館において自治基本条例市民説明会を開催しました。

自治基本条例は、下野市のまちづくりの基本方針、市政運営の基本ルールを定めるもので、3月議会の議決を経て制定予定です。

この度の説明会は、自治基本条例の理念やこれまでの検討経過を踏まえ、自治基本条例の理念に基づく市の取組の第一歩として条例制定に関わった市民の皆さまと協働により開催しました。

説明会の概要をお知らせします。詳細については、市ホームページをご覧ください。



講話

「これからの協働のまちづくりー市民、議会、市に求められることー」

(宇都宮大学国際学部教授・元自治基本条例検討委員会 中村祐司氏)

- ・協働のまちづくりの前提は、市民、議会、市が対等な関係で向き合うこと
- ・自分たちだけでできないことに協働の可能性はある

(市民にとっての協働とは)

- ・住民の側から何らかの協働行動に踏み出すことが重要
- ・常にクレームをつけ、行政に依存している住民は、協働の領域外にいる

(議員にとっての協働とは)

- ・果たして地区の代弁者か、地区間の調整者か
- ・「虫の目」と「鳥の目」のバランス

(職員にとっての協働とは)

- ・市民や議会に協力を提供するためにプロフェッショナルに働く
- ・どうやって協働のまちづくりに参加したらよいかは、各々が見つけ動き出すこと
- ・下野市自治基本条例は、協働のまちづくりを後押しする存在



講話のほか、元市民委員の方と市がこれまでの検討経過についてそれぞれ報告しました。

また、条例案の説明では、市が条例の3つのポイント(「子どもの参画」、「人材及び組織の育成」、「国内交流・国際交流」)と住民投票について説明したほか、元市民委員の方が条文に込めた思いを説明し、会場の皆さまと活発な意見交換が行われました。

自治基本条例(案)のパブリックコメントの結果

平成25年12月2日から24日まで「下野市自治基本条例(案)」に対する意見を募集した結果、2名の方から7件のご意見をいただきました。

貴重なご意見ありがとうございました。

いただいたご意見の概要と、これに対する市の考え方は、市ホームページ等で公表しています。

問い合わせ先

総合政策課

☎(40)55550

